第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年6月10日(水)午後3時00分			
開催場所	ハワイアロハホール 集会室			
	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
出席委員(11名)	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(0名)				
推進委員(6名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
推延安員(0 石)	17番 山本 正義 推進委員			20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(2名)	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員		
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第 12 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について 第 13 号議案 農用地利用集積計画の決定について 案			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について			

日 程	発 言 者	発	言	0	要	山田
1 開会	事務局	ただ今から、令和2年度 第	3回農業委員	員会の定例総会を	を開催致しる	
		本日の出席者報告を致します	一。農業委員	の現員数 11 名に	こ対して、た	:だ今の出席委員は、11名
		であります。農業委員会等に関	引する法律第	27条第3項の	規定に基づる	き、出席者が定足数に達し
		ておりますので本総会が成立す	ることを報	告致します。で	は、開催にな	あたりまして長谷川会長か
		らごあいさつを頂きます。お願	質い致します。	o		
	会長	長谷川会長あいさつ(中略)				
	議長	それでは会を進行致します。	湯梨浜町農	業委員会会議規	則第4条の	規定によりまして、会長が
		議長を務めさせて頂きますこと	をお許し頂	きます。本日の	議事の日程に	は、皆さんのお手元に配布
		のとおりであります。				
2 議事録署名委員の指名	(議長)	次に「議事録署名委員の指名	について」	を議題と致しま	す。お諮りる	を致します。本案件につき
		ましては、本町農業委員会会議	髮規則第 23 绡	条第2項の規定	により、議長	長が指名することにご異議
		ございませんか。				
		(はい。の声。)				
		異議なしと認めます。それで	がは議事録署の	名委員には 10 番	針上海政信委	:員、そして 11番山下和子
		委員。両名の方にお願いを致し	、ます。 なお ?	会議書記に於き	ましては、肩	泰井事務局長、そして谷岡
		副主幹の方へお願いを致します	0			
3 報告事項	(議長)	次に日程 3、報告事項に入り)ます。報告	事項は 1 号 2	号と 2 件	ございます。それでは順次
第1号		説明してください。				
農地転用現況確認状況につい	事務局	報告事項 第 1 号「農地転用	現況確認状況	兄について」を記	説明します。	次のとおり、農地転用現
て		況確認願いが提出され、現況を	と確認し確認	書を交付したの	で、その状	况を報告するものです。
		(資料は 2-1 頁)				
		番号 1 転用者 長江●●。	土地の表示	大字長江——。	地目は畑、	面積は116 ㎡。転用目的
		は、駐車場 兼 通路。許可指令				ます。確認書交付年月日は
		令和2年5月19日。5月6日				
		頁をめくって頂き、2-1 が航				
		落に入った所で、赤色で囲って	いる場所で	す。用地を挟ん	でいる2本の	り農道を接続する通路を設

		けて、残った用地を駐車場にするもので、この度工事が完了したものであります以上です。
第2号	(事務局)	続いて第2号を報告します。
認定電気通信事業者が行う中		報告事項 第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出につい
継施設等の設置に伴う農地転		て」を説明します。次のとおり、農地法第4条第1項第9号及び同法施行規則第29条第16号
用の届出について		に規定する中継施設等を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。
		(資料は3-1頁と資料2の1頁から5頁)
		番号 1 届出人 東京都世田谷区 ●●株式会社。土地の所在 大字はわい温泉――。地目は
		畑、面積は889㎡の内1.44㎡。コンクリートの無線通信用電波塔であります。工事名称は携帯
		電話無線基地局新設工事。工期は6月1日から6月30日で、権利設定は賃貸借であります。
		頁をめくって頂き、3-1 が航空写真による位置図。旅館「▲▲」の道路向かいの路地を入った
		所であります。それから別冊の資料2が届出書に添付の資料です。1頁目が公図。2頁が位置図。
		3 頁は平面図としてありますけれども、もう少し詳しい位置図。4 頁が無線基地局の構造図。5
		頁が設備設置後のイメージ図です。
		(資料は3-2頁と資料2の6頁から11頁)
		番号 2 届出人は番号 1 に同じく、●●株式会社。土地の所在 大字長和田──。地目は畑、
		面積は 12 m の内 1.44 m 。番号 1 と同じ工事を行いますけれども、こちらの工期は 6 月 1 日から
		7月31日までです。権利設定は賃貸借。
		頁をめくって頂き、3-2 が航空写真による位置図で、県道の倉吉青谷線を三通田脇の集落道か
		ら入った所であります。資料2の6頁目が公図。7頁が位置図。8頁が詳しい位置図。9頁は電
		カケーブルと通信ケーブル、電線と電話線と云う風に思って頂ければ良いですけれども。これが
		道路以外の土地上空に掛かりますので、参考に資料添付されております。10 頁は無線基地局の
		構造図。11 頁が設備設置後のイメージ図です。以上であります。
	議長	はい。説明が終わりました。これは報告事項でございますので、ご承認を頂く訳ではございま
		すけれども、皆さんの方から報告についてのお尋ねがございましたらどうぞ、挙手の上発言して
		ください。それでは第1号についてお尋ねはございますか。
		ございませんか。では、第2号について皆さんからお尋ねはございますか。
	河井推進委員	はい。

議長	河井推進委員、どうぞ発言してください。
河井推進委員	報告事項第2号ね、番号1と番号2とあって、それぞれ畑ですよね。そこに施設が出来る様だ
	けれども、良いんですか。
議長	それでは説明してください。
事務局	河井推進委員のご質問は、畑に施設を作るのに許可申請じゃなくて報告で良いんですかと云う
	事ですね。
河井推進委員	そう。
事務局	はい。お答えをさせて頂きます。議案書の方にも記載しておりますが、農地法第4条第1項第
	9号及び同法施行規則第29条第16号に規定する中継施設等と云う事で、法で定められているも
	のと云う事でありまして。
	この度の届出人は国から認められた電気通信事業者であります。こう云う認定電気通信事業者
	が中継施設等、今回は携帯電話無線基地局を新設するものでありますが。そうした時には農地転
	用の許可を得る必要は無いと云う風に法で定められております。
	ただし、許可不要とは言っても誰が何の工事をするのか分からないと、違法なのか認められて
	いる行為なのか分からないため届出はすることになっておりまして、今回届出書が提出されたも
	のであります。
	こう云った許可不要の事業は、他にも電線の、高圧線の鉄塔などを設置する場合も同様であり
	ます。
議長	以前にも同じ様なケースはあったんですよ。携帯電話の無線基地局の鉄塔とかね。ずっと前は
	農地転用の許可申請が必要でしたけれども、それは大変と云う事で法整備がされ、今は届け出で
	済むようになりました。良いですか、河井推進委員。
河井推進委員	はい。分かりました。
議長	その他に質疑はございますか。ありませんか。それではちょっと、私から。議案書には受付年
	月日が6月3日とあるけれども、工事の期間が6月1日からとなっていて、書類の提出が遅いん
	じゃないか。
事務局	ご説明致します。届出書の提出は、事業者から5月下旬に中部総合事務所dの方へ農業委員会
	分を含めて提出されておりまして、県から農業委員会に届いたのが6月3日であります。事業者

議長 事務局 議長 4 議事

農地法第 5 条の規定による許

議案第 12 号

可申請について

(議長)

事務局

からは事前に携帯電話無線基地局の設置について手続きの相談がありました。その際に、県中部総合事務所と農業委員会に届け出の書類を提出してくれと伝えていた所であります。

と云う事で、県経由の提出でしたので、農業委員会への到着が 6月3日になったと云う事であります。

じゃあ、事前に相談があった訳だな。

はい。

その他、皆さんの方から質疑はございませんか。質疑が無い様ですので、以上で報告事項を終わります。

それでは議事に入ります。議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。

議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は、4-1頁、資料1の1頁から10頁)

番号 1 土地の所在 大字田後――と同字――。現況地目は畑、転用面積は合計で 954.61 ㎡。 転用計画の用途は住宅用地、施設概要は集合住宅の外、集合住宅に付随する物置等です。建築面 積は 295.28 ㎡。譲受人は、倉吉市●●。譲渡人は、はわい長瀬●●。契約内容は、売買による 所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引の都市計画区域内で、公共投資ありです。

事業内容は、10世帯用の集合住宅が1棟で駐輪場、物置、ボンベ庫、13台分の駐車場を整備するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。

頁をめくって頂き 4-1 頁が航空写真による位置図です。国道 179 号沿いの倉吉市清谷方面へ行く県道との交差点に近い場所です。

別冊の資料1をお願いします。1頁と2頁が現地写真です。それから3頁目が公図、4頁目が

土地利用計画図。5頁目が用地造成・整地計画図で、頁の上側と左側に断面図が記載されております。続いて6頁目が建物立面図、7頁目が上水道と下水道の配管、それから雨水排水の計画図です。水色が上水道で、赤色が下水道、赤紫色が雨水の排水路です。雨水は建物とアスファルト舗装の駐車場の水を側溝で受けて東側の水路に排出する計画であります。

8 頁目は、東側の水路を渡って向こうの町道へ接続する橋の図面です。次の 9 頁が橋の構造図。 10 頁目は申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図を参考に添付しております。

番号1については以上です。

続いて番号2

(資料は、4-2頁、資料1の11頁から16頁)

番号 2 土地の所在 大字田畑――。現況地目は畑、転用面積は 193 ㎡。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は一般個人住宅。建築面積は 116.42 ㎡。譲受人は、田畑●●。譲渡人は、田畑●●。契約内容は、親子間の贈与による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域に 近接する区域内であります。許可根拠規定は 集落接続。都市計画区分は非線引の都市計画区域 内で、公共投資はありません。

事業内容は、申請地に隣接する申請者家族の宅地 227.47 ㎡と合わせて、全体事業面積が 420.47 ㎡。一般個人住宅 1 棟と 5 台分の駐車場を整備するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者はありません。

頁をめくって頂き 4-2 頁が航空写真による位置図です。湯梨浜学園の西側です。

別冊の資料 1 をお願いします。11 頁が現地の写真です。赤く縁取っている場所が申請地で、その隣の更地と合わせて、2 筆を使って居宅を新築するものであります。頁をめくって頂き、12 頁が公図、13 頁が土地利用計画に申請地と隣接の宅地が分かる様に色分けした図面で、14 頁が土地利用計画図。15 頁が建物立面図。16 頁目は上水道と公共下水道の管路図を参考に添付しております。雨水排水につきましては、道路の L 字側溝へ排出し、下水は公共下水道に接続するものです。番号 2 については以上です。

本冊、頁を戻って頂きまして4頁です。

(資料は、4-3頁、資料1の17頁から22頁)

番号3 土地の所在 大字水下——。現況地目は畑、転用面積は355 ㎡。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は建売住宅が1棟です。建築面積は68.31 ㎡。譲受人は、倉吉市 株式会社● ●。譲渡人は、水下●●。契約内容は、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引の都市計画区域内で、公共投資ありです。

事業内容は、建売住宅1棟で2台分の駐車場を整備するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。

頁をめくって頂き 4-3 頁が航空写真による位置図です。左下が羽合小学校のプールで、国道 179 号の●●食堂の所から入ってくる道の途中であります。

それから資料 1 の 17 頁が現地写真。18 頁が公図、19 頁が土地利用計画図です。申請地の北側と西側には境界ブロックがありますが、南側には何もないため、境界ブロックを新設する計画であります。20 頁が断面図で、隣地との境界に既設ブロックが無い所にはブロックを新設して雨水による土砂流出を防ぐとともに、雨水排水は東側の道路側溝へ排出する計画です。詳しく説明しますと、上が南北方向の断面図で、左側が南になりますけども、そちら側には境界ブロックが無いためブロックを新設します。21 頁は建物立面図。22 頁が上水道と公共下水道の管路図を参考につけております。

以上、整理番号1から3の申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風 に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

はい。説明が終わりました。それでは、案件が3件ございますが、それぞれ現地に出向いて確認を行っております。

現地確認の委員による報告でございますが、整理番号1番につきましては山上真治委員に報告をして頂きます。宜しくお願いします。

それでは方向致します。本日昼1時30分から、長谷川会長、蔵本職務代理、山下昇委員、それから河井推進委員、それと私と事務局2名の合計7名で現地を確認して参りました。

議長

山上委員

	場所は 4-1 の位置図をご覧頂ければお分かりの事と思います。現地は畑と云う事ですが特に耕
	作がされている様子はありませんでした。周りに隣接する農地もなく、住宅用地としてアパート
	を建てても営農条件に支障はありませんので、農地転用を許可することに問題は無いと思われま
	す。以上です。
議長	はい。ご苦労様でございます。それでは次に整理番号2番の報告を山下昇委員にして頂きます。
	お願いします。
山下昇委員	はい。それでは報告致します。今日の午後、先ほど報告のありましたメンバーで現地を確認し
	て参りました。場所につきましては本冊 4-2 頁を見て頂くと良く分かると思いますが、集落の住
	宅に囲まれた中になります。赤く縁取ってある所が申請地で、青く縁取ってある所が申請者の家
	族の宅地だそうで、位置図には白い小屋の様な物が見て取れますが、今は何もありません。現地
	の写真は、別冊の資料 1 の 11 頁にあります。右上の写真は東から西に申請地を見た所。右下は
	西から東に向いて見た所。左上は南から北に向いて見た所。左下が東から西を向いて見た所であ
	ります。写真を見て頂けば分かると思いますが、ここに家を建てても周りが住宅街1ですので特
	に問題となる様な事はありませんから、この転用計画について認めることに問題は無いと感じま
	した。以上です。
議長	はい。ご苦労様でございます。それでは最後に、整理番号3番の報告を河井推進委員にお願い
	します。
河井推進	[4] はい。現地は柿畑だったですけれども。周りに隣接する農地は無く住宅街の中ですし、事務局
	の説明にもありました様に排水の事もきちんとしてありますので、ここの場所を住宅に転用して
	も周りへの支障は無いと考えます。以上です。
議長	はい。ご苦労様です。それでは説明と、それから現地の確認報告が終わりました。ただ今より
	質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。
尾川推進	受員 はい。
議長	どうぞ、尾川推進委員。発言してください。
尾川推進	番号3の水下の件ですけども。自分の記憶違いかも分かりませんが、ここの場所は先月かその
	前の月か、非農地の案件で出ていた様に思うんですけども。どうでしょうか。
議長	はい。説明してください。

	事務局	はい。お答えさせて頂きます。尾川推進委員からありましたとおり、整理番号3の水下の案件
	3 33773	の場所につきましては、先月6月総会で非農地の現況証明案件で挙がっていた場所で、非農地で
		はないと云う判断をして頂いたものであります。申請者の方は、何れにしても転用事業を進めた
		いと云う意思がおありの様で、こうして転用申請が挙がってきたものであります。
	議長	良いですか、尾川推進委員。
	尾川推進委員	はい。分かりました。
	議長	その他。さっき手を上げていた横川委員、ありませんか。
	横川委員	いえ、尾川推進委員が質問された事と同じですので、良いです。
	議長	はい。それではその他、皆さんから質問はありませんか。それでは無い様でございますので、
		質疑を終結します。それでは採決を行います。議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申
		真蜒を於幅しまり。それには孫伏を打いまり。職条第12万「辰地伝第5条の規定による計可中 請 について、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。
		間」について、原条のとおり認めることに負成の方は季子をお願い致します。 《全員挙手》
		全員が挙手であります。従いまして議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請」につ
		いては、原案のとおり意見決定を致します。鳥取県知事の方へ進達を致します。
議案第 13 号	(議長)	続きまして、議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。それでは
農用地利用集積計画の決定に		説明してくださいい。
ついて	事務局	議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用
		集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の
		意見を求めるものです。公告予定日は令和2年6月15日です。
		(資料は、5-1 頁と 5-2 頁)
		頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 2、貸し人 2 で
		す。利用権の設定期間は田畑の合計で、3年以上6年未満が2件で3,786㎡です。設定作物等面
		積は、水田として利用が 3,786 ㎡。利用権設定面積率は 0.03%です。詳細については次の頁 5-2
		の各筆明細一覧をご覧ください。
		以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を
		満たしているものと考えます。以上であります。
	議長	はい。説明が終わりましたので、それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑は

		ございますか。ございませんか。無い様でございますので、それでは質疑を終結します。
		それでは採決を行います。議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定」につきまして、原案の
		とおり認めることに賛成の委員の方。挙手をお願いします。
		《全員挙手》
		はい。全員が挙手でございます。よって、議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定」につき
		ましては、原案のとおり意見決定を致します。
		以上で議事は終わります。
5 その他	(議長)	その他に入ります。「「令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和
		2年度目標及びその達成に向けた活動計画」について、それでは説明してください。
	事務局	○ 「令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和2年度目標及びそ
		の達成に向けた活動計画」について
		○ 6月農家相談会について
		6月18日 (木) 午前9時から正午まで
		担当:横川 力 委員、山下 昇 委員、山本正義 推進委員
		○ 7月定例総会の予定について
		7月10日(金)午後2時から
		○ 農業委員会改選後の初総会について
		7月20日(月)午前10時~
		(午前中に実施) 初総会前:町長から辞令交付、 初総会後:推進委員への委嘱状交付、
		農業委員会互助会の総会
		(午後から) 農業委員会の導入研修、農地パトロールの研修
		○ 農地パトロールの日程について
		7月28日(火)または7月29日(木)で設定する。
		○ 湯梨浜町都市計画審議会委員の推薦について
		農業委員会改選後の「農政・担い手部会」部会長を推薦することに決定
		○ B 分類農地の非農地認定について

6 閉会	議長	皆さん、起立なしで座ったままで結構ですが。
		以上を持ちまして、令和2年度第3回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。皆様ご
		苦労様でした。
		(閉会 午後4時30分)